



第33号

令和2年2月14日

かしま 議会だより

祝 成人おめでとう



嘉島の明日を担う若者たち！

令和2年嘉島町成人式(町民会館)

目次 Contents

12月定例会

新年のご挨拶 2

12月定例会 3~5

町政のここが聞きたい一般質問(5名) ... 6~10

常任委員会行政視察 11~12

一部事務組合議会報告・主な議会活動 ... 13



謹んで新年のご挨拶を申し上げます。
皆様方には、希望に満ちた新春をお迎え
のことと、心からお喜び申し上げます。

昨年3月、町議会は、新体制でスタート
しました。議員一人ひとりが町民の皆様の
多様なニーズをしっかりと汲み上げ、皆様
と一体となった住みよいまちづくりに邁進
したいと考えております。

皆様には、本町の限らない発展のため
引き続きご支援、ご協力を賜りますよう
お願い申し上げますとともに、本年が皆様
にとりまして幸多き年となりますことを
祈念し、ご挨拶といたします。

嘉島町議会議員一同

令和元年 第4回
12月定例会
12月6日～9日

条例改正、補正予算など25件が提案され、全案件可決しました。また、議員提出議案及び追加提案された議案1件、同意案1件についても可決・同意しました。

議案審議 可決された案件

○嘉島町防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について

- ・防犯カメラの設置運用基準や設置者等の義務を定めたもの

○嘉島町附属機関設置条例の制定について

- ・会計年度任用職員制度が導入されるため、規則等で定める各種委員会等を附属機関として条例化するもの

○地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- ・会計年度任用職員制度の導入に伴い、非常勤の特別職に該当しない「区嘱託員」を「区の代表者」に改める
- ・報酬及び費用弁償条例中の（園）を削除するもの

○町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・人事院勧告を受け、本町においても国家公務員に準じた措置を講じるもの

○教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・人事院勧告を受け、本町においても国家公務員に準じた措置を講じるもの

○嘉島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・人事院勧告を受け、本町においても国家公務員に準じた措置を講じるもの

○嘉島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・会計年度任用職員についても町の一般職の職員の給与に準じた措置を講じるもの

○嘉島町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- ・法令の改正により成年被後見人または被保佐人が失職の要件に該当しなくなったため削除するもの

○嘉島町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・法令の改正により成年被後見人または被保佐人が失職の要件に該当しなくなったため削除するもの

○嘉島町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

- ・法令の改正により排水設備指定工事店の指定の欠格基準から成年被後見人または被保佐人を削除するもの

○嘉島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・法令の改正により消防団員の欠格要件から成年被後見人または被保佐人を削除するもの

○嘉島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・ 個人番号カードを所持する印鑑登録者がカードを使用しコンビニエンスストアに設置される多機能端末機で証明書の交付を申請し、その交付を受けることができるようにするもの

○嘉島町立幼稚園設置条例を廃止する条例の制定について

- ・ 嘉島町立嘉島幼稚園を幼保連携型認定こども園に移行するため廃止するもの

○嘉島町町医、学校医、幼稚園医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・ 嘉島町立嘉島幼稚園を廃止することに伴い幼稚園及び園医を削除するもの

○嘉島町児童生徒及び幼稚園園児就学援助費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・ 嘉島町立嘉島幼稚園を廃止することに伴い幼稚園に関する事項を削除するもの

○嘉島町上六嘉荒尾団地（仮称）災害公営住宅等譲渡契約（第3回変更）の締結について

- ・ 荒尾団地（仮称）の災害公営住宅等の譲渡額が確定したため変更契約をするもの

○嘉島町西村門ノ久団地（仮称）災害公営住宅等譲渡契約（第3回変更）の締結について

- ・ 門ノ久団地（仮称）の災害公営住宅等の譲渡額が確定したため変更契約をするもの

○物品購入契約の締結について

- ・ 防犯カメラ機器購入・設置に関する物品購入契約を締結するもの

○熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

- ・ 組合の共同処理する事務に熊本県後期高齢者医療広域連合を加えるもの

○令和元年度 嘉島町一般会計補正予算（第3号）

- ・ 既定の歳入歳出予算の総額に2億6,225万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を60億6,961万9千円とするもの

○令和元年度 嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- ・ 既定の歳入歳出予算の総額に100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億6,502万円とするもの

○令和元年度 嘉島町介護保険特別会計補正予算（第3号）

- ・ 既定の歳入歳出予算の総額に1,936万円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億1,148万5千円とするもの

○令和元年度 嘉島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

- ・ 既定の歳入歳出予算の総額に2,193万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億8,010万2千円とするもの

○令和元年度 嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- ・ 既定の歳入歳出予算の総額に4万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2,828万6千円とするもの

○令和元年度 嘉島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

- ・ 既定の歳入歳出予算の総額に238万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,369万3千円とするもの

議員提出議案 可決された案件

- 議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 人事院勧告を受け、本町においても国家公務員に準じた措置を講じるもの

追加議案審議 可決された議案

- 土地の取得について
- ・ 嘉島町総合運動公園の拡張用地取得のため土地売買契約を締結するもの



造成中の嘉島町総合運動公園拡張用地（三郎無田地内）

同意案件 同意された案件

- 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて
- ・ 教育長の任期が12月24日をもって任期満了となるため高野 隆 氏の再任同意を求めるもの

令和元年第3回臨時会（令和元年12月20日開催）

- 放課後児童施設「おおくすクラブ」建設工事請負契約の締結について
- ・ 西小放課後児童施設「おおくすクラブ」建設工事に関する請負契約を締結するもの



放課後児童施設完成予想図



満田 和浩議員

□ 地域おこし協力隊制度の活用は

問

この制度は、地域おこしや地域の暮らしなどに興味のある都市部の住民を受け入れて地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上地域ブランド化や地場産品の開発・販売、水源保全活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事しながら、隊員の定住・定着を図ることを目的としており、取り組みに対して国の財政支援もある事業です。

新たな目線・視点を活かしたまちづくりの方向性や情報の発信の強化等を図るためにも、地域おこし協力隊制度を活用したらどうか。

答
(企画情報課長)

「地域おこし協力隊」は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が委嘱。隊員は一定期間地域に居住し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業

への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、定住・定着を図る取組として平成21年に制度化されました。

平成30年度の全国的な状況は、1,061自治体が取組み、5,359名が受け入れられています。なかでも北海道と長野県を合わせた受け入れ人数は全体の2割を超えています。県内においても平成30年度は熊本県を含み取組自治体37団体137名の隊員が活動されています。任期終了後も隊員の約6割は引き続き同じ地域に定住し、同一市町村内に定住した隊員の約3割は自ら起業しているようです。

メディアでは、ほとんど成功例しか紹介しませんが、定住できない隊員も約4割は存在していることも事実です。都市部に住む意欲ある方たち、それぞれの人生における大きな決断をして移住し、慣れない生活の中、地域協力活動等に従事するこ

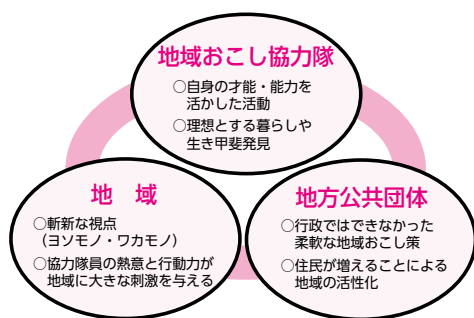
ととなります。このことから受け入れ側である自治体も隊員の業務面のみならず生活面も含めてサポートする必要があります。

また、国からの財政支援については、条件不利地域であればすべての地域からの受け入れに該当しますが、三大都市圏内の都市地域から地方部の人口減少地域への人の流れを創るという趣旨から、本町においては、三大都市圏内の都市地域及び政令指定都市の一部から受け入れた場合に限られてきます。

このように、本制度を活用するには、まず何を目的と定め、どんなスキルを持つ人材がどれだけ必要か等受け入れ側としても方向性を決めておく必要があります。今後、本町においても制度内容等について慎重に検討を重ねてまいりたいと思います。

地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



隊員数、取組団体数の推移

年 度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度:118人、27年度:174人、28年度:112人、29年度:146人、30年度:171人)と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

隊員の約4割は
女性

隊員の約7割が
20歳代と30歳代

任期終了後、約6割が
同じ地域に定住

※H29.3末調査時点



園田 義宣議員

□ 防犯カメラの運用等は

□ 児童、生徒を守る

登下校時等の安全対策は

問

防犯カメラは、安全・安心のまちづくりに役に立つシステムで今回、防犯カメラの設置及び運用に関する条例が提案されていますが、撮影された画像は、個人のプライバシーの侵害になるのではないかと不安もあります。

また、行方不明者の捜索や捜査機関からの照会に基づく画像の提供等も考えられるため、ガイドラインを制定する必要があると思われるが、どのように考えているのか。防犯カメラは、遠隔管理はしないと聞いていますが、保守管理や費用はどれくらいか。

答

(総務課長)

防犯カメラの設置については町長の町政報告にありましたように、本定例会に「契約締結」並びに「設置及び運用に関する条例」を提案させていただきます。

ガイドラインの制定については今回提出の条例において防犯カメラ全般の事項について定めており、プ

イバシー保護等の詳細につきまして、併せて規則を準備しておりますので、条例制定後、速やかに規則により定め運用開始に備える予定です。

また、保守管理については、今回の契約には5年間の機器保証、及び設置後1年間の保守管理を含めており来年度は設置業者が行うこととなります。次年度以降については、改めて管理委託により年2回の清掃点検を考えており、費用は、1台につき年間2万円程度で考えています。

問

防犯カメラが通学路等に設置されることになり、通学路の安全性を確保するハード面での対策ができましたが、平成29年中に県下で認知した児童に対する声掛け事案等は300件を超え、その7割以上が登下校及び帰宅時に発生しています。

町内では、地域の防犯ボランティア団体等による通学路の安全対策、嘉島西小学校ではPTAが主体となって、子ども110番の家の取り組みが継続されています

が、全ての小中学校で、地域のマンパワーを活用した子ども110番の家活動を通じて、地域の防犯力を向上させることに取り組んではどうか。

また、小学校入学時に防犯ブザーを配布しているが、国民生活センターの調査では、防犯ブザーの半数以上で正常に作動しなかったという結果も出ています。

防犯ブザーは、子どもの身を守ることでと犯罪の抑止という効果があります。が、いざというときに作動させることができる訓練や動作確認を学期毎に行っているかどうか。

答

(学校教育課長)

「子ども110番の家」は、子どもが「誘拐や暴力、痴漢」等、何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めて来た時、その子どもを保護すると共に、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子ども達の安全を守っていくボランティア活動です。

この活動は、1990年代中頃より子どもを狙った犯罪が増加したことを受けて、警察や地方公共団体、PTA等によつて設置・推進が進められてきたもので、主に通学路にある企業・商店等が、地域活動の一環として行っている場合が多いものの、民家がその役

割を担っている場合も見られます。

本町においては、平成15年頃には東小学校区に21箇所、西小学校区に20箇所、設置されている資料はあるものの、現在は、西小学校区の38箇所のみとなっております。

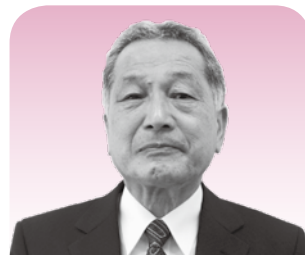
町内全ての小中学校での活用については、「子ども110番の家」の現状や課題、その他町防犯活動との必要性など、関係部局、学校、町PTA等との検討を行いながら進めて参りたいと考えます。

小学生については、1年生の入学時に防犯ブザー及び黄色い防犯笛を中学校では、女子生徒のみに入学時に配布しています。

今後は、学校だより等を活用し、作動及び動作確認について定期的な実施をお願いすると共に、各家庭における防犯意識の向上についても、理解・協力をお願いしていきたいと考えています。

しかしながら、これらの防犯活動や器具は一定の抑止力は有しますものの完全ではなく、引き続き児童生徒一人ひとりが、自尊心・自尊感情を持ち、自身をかけがえのないものとしてとらえる事ができるよう「命を大切にすることを育ていく必要があると考えます。

(※その他の質問 選挙人名簿の登録・抹消要件の周知は)



増岡 司議員

□ 財政の現状と 今後の行財政運営は

問

地方公共団体の財政運営の適否診断は、決算により分析された次の判断指標を参考に総合的に判断することになります。

① 実質収支比率 3 ～ 5 % が望ましい

嘉島町 ↓ 1.7 %

② 経常収支比率 75 % 以下が望ましい

嘉島町 ↓ 91.2 %

③ 実質公債費比率 12 ～ 13 % 以下が望ましい

嘉島町 ↓ 7.2 %

④ 財政健全化判断比率は、国が定める4つの指標があるが、本町はいずれもこの基準を超えるものはない。

以上の指標の中で、平成30年度決算では、特に②の経常収支比率は判断指標を超過しており今後の懸念材料と考えます。財政構造の弾力性を確保することは、活力あるまちづくりを進めるうえで欠くことのできない要素のひとつです。特に地方債の償還計画などと共に、財政収支の平準化と財政指数の適正化を図っていかねばなりません。

答

(町長)

行財政運営にあたって取り組むべき今後の課題は、

本町の財政に関する現状については、まず歳入面において企業の進出や人口の増加により税収は増加し昨年度当初予算約14億5千万円に対し本年度予算は約16億円となっておりますが、歳入全体を見ますと税収の伸びにより地方交付税が減となり、税収の伸びがそのまま歳入全体の増につながってはおりません。

このような状況に対し歳出においては、文化施設、スポーツ施設や教育施設の建設及び維持管理など、健康や文化面において町づくりに欠かせない施設の整備や、人口増加による扶助費等の経費の増加が歳入の増を上回り、ご質問のように経常収支比率が高くなっています。

平成30年度決算においては、約3,700万円の不足を財政調整

基金取崩しにより財源措置しています。このように場合によっては財政調整基金の取り崩しにより補てんが必要となるような状況の中来年度から始まる会計年度任用職員制度による人件費の増や、交付税措置はあるものの熊本地震による起債の償還等は、確実に影響を及ぼします。

このような状況を踏まえ、歳入面においては引き続き税収の確保に努め、各種使用料等の見直しや下水道接続率の向上を図り、歳出面では会計年度任用職員採用の抑制など、より一層の経費の縮減、また事業の峻別を進め、健全な財政を維持していくことが今後の課題となっております。

このようなことから事業等の執行につきましても限られてくると思われるますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※経常収支比率とは

財政運営の自由度を示す「経常収支比率」(町の歳入に対し、人件費や社会保障費、公債費など経常的に必要な割合)

② 経常収支の比率とその推移

(単位 %)

区分 \ 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
経常収支比率	84.6	83.4	87.7	88.4	91.2

③ 公債費の比率とその推移

(単位 %)

区分 \ 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実質公債費比率	4.5	5.1	5.7	6.4	7.2



森田 義雄議員

□ 認知症対策は

問

2018年の1年間に警察が届出を受理した、認知症に関わる行方不明者が、延16,927人と6年連続で増加し、不幸にして508名の方が亡くなっています。

今後も増加傾向で、団塊の世代が70歳以上になる2025年には、認知症の人が約700万人を超え、高齢者の約5人に1人が認知症になると厚生労働省は推計しています。

認知症の方が事故を起こし、家族が高額の賠償責任を問われるケースも想定されます。認知症対策は、国や県がすべき事であると思われませんが、町としてはどのように考えているのか。

答

(町民課長)

町では、認知症にならないための予防事業に力を入れています。

予防事業には、脳いきいき教室、認知症カフェ（ひばりカフェ）、認知症サポーター養成講座、サロンリーダー養成講座など、脳を活性化する

教室を開催し、健康で長生きするための取組を進めています。

また、包括支援センターが全行政区で年2回開催するネットワーク会議において、見守りが必要な一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯で健康状態や心配な点がないか等の情報などを共有し、今後の対応など協議しており、認知症予防の取組やサポートの紹介など地域で見守る支援体制の構築に努めています。

ネットワーク会議の組織には、区からは、嘱託員、民生委員、高齢者相談員、老人会、シルバーヘルパー町からは、保健係、福祉係、介護係から出席し情報の共有に努めていますし、認知症の方の情報など該当者を把握し、見守りについて家族で出来ること、町で出来ることなど、さらには、医療への繋ぎ、緊急通報システムの設置などの相談にのっているところです。

介護保険では、認知が認められ

徘徊がある場合、原則、要介護2以上の方に、福祉用具レンタル事業により、GPS機能搭載の器具レンタルなどを実施しています。

損害賠償責任については、厚生労働省など関係省庁で、認知症高齢者のトラブルに公的な補償制度を創設し、対応することも検討されましたが、地域の見守り体制の推進などを進めることを優先するとし、公的な補償制度については見送られた経過があります。

しかし、万が一のトラブルや事故のリスク回避から、認知症賠償責任保険という民間の保険制度もあります。

まずは、現在加入されている損害保険の特約として各自で検討いただき、不慮の事故に対応するため、個人賠償責任保険に加入いただくのも必要かと思われます。

現在、全国で39市町村が、要綱規則などで一定のルールを定め、保険契約者として保険料を自治体が高額を支払っているところがあります。要介護認定において、認知症高齢者の「自立度」がⅡa認知症扱い以上の方いわれる、認知症と診断を受けた人が対象になります。それより以下は、認知症ではないとされています。



ネットワーク会議



脳いきいき教室

町が導入するには、保険料を自主財源で賄う必要があり、国の財政支援も必要と思われますので、今後の状況を勘案し、必要があれば町でも検討してまいります。



鍋田 平 議員

- 広域避難計画は
- 交差点の安全対策は
- 町道の安全対策は

問 嘉島町は四方を河川に囲まれた自然豊かな町ですが、近年集中豪雨等による水害が頻発しており堤防が決壊して甚大な被害が発生する事例も増えてきています。

国土交通省の緑川水系御船川浸水想定区域図（想定最大規模）では、嘉島町のほぼ全域が洪水浸水想定区域に指定されています。

想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合、町が指定している避難所は浸水すると思われるが、避難対策はどのように考えているのか。

答（総務課長）

広域避難計画については、国土交通省が事務局となり流域の首長さん方をメンバーとし、白川と緑川の大規模氾濫を想定した備えを強化するため、平成29年に「白川・緑川水防災害識社会再構築協議会」が設置され、様々な取り組みの検討が行われている中のひとつとなっています。

避難対策については、国土交通省

の浸水想定区域図に基づき、来年中に本町のハザードマップを作成する予定で進めており、マップの内容は町の高台を除く大半が浸水想定区域となりますので、二階以上で想定浸水深を超える高さの指定避難所をはじめ、高台の避難場所及び車による町内外の高い場所への避難誘導を盛り込む事を検討しています。

実際の避難については、雨雲レーダー、河川水位の状況、台風においては進路、勢力など様々な気象情報に基づいて、明るい時間帯に避難準備高齢者等避難開始情報を発令することとしており、避難勧告や避難指示については、各河川の状況により流域毎に早めの発令を考えています。

近年は線状降水帯による長時間の豪雨に対し、気象庁から高い精度で「特別警報」が発表されますので、この場合は早めの避難勧告又は指示が必要になると考えています。

また、独居老人等の要配慮者については、避難勧告等を発令する場合その前に各行政区の区長さんや消防団に避難の援助を要請します。

最近には住民の方々も災害報道等をご覧になり、危機意識は高まっているとは思いますが、改めて自分の生命を守るため「まず避難する」という意識啓発が重要であると思います。ハード面についても、引き続き河川改修等の要望を行って参ります。

問

滋賀県大津市において信号待ちをしている保育園児の列に、交

差点内で接触事故を起こした自動車が歩道に進入し、多くの死傷者が発生するという痛ましい事故が起きました。交通事故は身近な道路で発生しており交差点の安全対策が強く求められています。

本町においても、歩道に進入した車から歩行者を守る対策として、交通量の多い歩道のある交差点に、ボラード（車止め）やガードレールを設置してはどうか。

答

（建設課長）

管内の国道・県道との幾つかの交差点において、歩行者の安全を図ることを目的に、道路管理者である県が車止め等の安全施設を設置している状況です。

町としては、特に保育園及び小学校付近の交通量の多い交差点におい

ては、安全施設の設置が必要と考えており、安全が確保されるよう管理者である県と協議し要望を行ってまいります。

問

町道にポットホール（アスファルト道路の表面がはがれて出来る丸

い穴、へこみ）が見受けられますが、ポットホールは、車やバイク自転車のハンドルを取られたり、歩行時につまずいたりして思わぬ事故や怪我を引き起こす原因となり得るため補修対策とポットホールを発見した時の対処方法はどのようなものか。

答

（建設課長）

町道のポットホール対策については週に一度道路パトロールを実施し、職員で対応が可能な箇所については、その都度補修を行っているところです。ゴールデンウィーク、年末・年始など交通量の増える時期や雨天後においては、重点的に道路パトロールを行っています。

簡易的な補修は、常温合材等を用いて職員で補修を行っており、補修が困難なポットホールについては、維持補修業者に依頼し、補修を行っています。

また、ポットホールを発見された場合は、警察・区長さん及び通行者の方々から役場へご連絡を頂いています。

今後、更に道路パトロールを強化し、安心で安全な道路維持管理に努めてまいります。

経済厚生常任委員会研修報告

研修者：経済厚生委員長 木下 徹 経済厚生副委員長 増岡 司
経済厚生委員 鍋田 平 経済厚生委員 蜂屋 敏光

期 日：令和元年10月23日(水)～25日(金) 報告者：増岡 司

研修先1：沖縄県・北中城村 ―平和で人と緑が輝く健康長寿と文化のむら―

【研修事項】健康長寿のまちづくり計画について

沖縄本島中部の東海岸に位置し、中城湾に面している。日本で最も人口密度が高い村。全国で5番目に人口の多い村である。面積11.54km² 総人口16,657人 人口密度1,443人 人口密度は嘉島町の約2.5倍である。

1. きっかけ（なぜ、計画を策定しようと思ったのか）

国保赤字問題を解決するためには、健康づくりをしっかりとすること。さらには、産業の振興、地域づくりにつなげることはできないか。という村長の思いを受け、全庁体制、全村体制での健康づくりを目標とした。

2. 現状・背景（本当に長寿の村と言えるのか）

過去に2度、女性の平均寿命日本一となったことや地域活動が活発であることにより、「元気で長生きのお年寄りが多く住む村」もイメージが強い。

一方、65歳未満の死亡率が高く若年層のメタボリックシンドロームや各種疾患の多さが指摘されていた。このことにより、20～30年後を見据えた健康長寿対策に取り組むことで、赤ちゃんからお年寄りまでの総合的な健康づくりを目指すこととなった。

3. 実践にあたって（体制づくりと役割分担）

- ・全庁体制を強化するために「健康長寿のまちづくり」の主管課を企画振興課へ移管。
- ・対象者ごとの働きかけを全村的に役割分担。
- ・村民・職員への情報の共有と意識づくりをしっかりと。

《研修を終えて》

- 村民の健康づくりに、全庁的・全村的な取り組みがなされている。
- 健康長寿の秘訣は、コミュニケーションと運動ではないか。
- 食育SAT（全世帯対象）が積極的に行われている。
- 高齢者が表舞台で活躍する場づくりが行われている。

◆ わが町も取り入れるべきところが多くあるのではないかと感じた。



北中城村会議室



食育SAT体験

研修先2：沖縄県・南風原町 ―ちむぐくるでつくる活力あるまち南風原町―

【研修事項】第8次南風原町高齢者保健福祉計画の取り組みについて

沖縄本島南部に位置し、那覇市を含む6市町村に囲まれ、沖縄県では唯一海に面していない自治体である。面積10.76km² 総人口39,827人 人口密度3,701人 人口密度は嘉島町の約6.5倍である。

1. 計画の基本的な考え方（理念）

高齢者一人ひとりが、どのような心身の状態であっても可能な限り住み慣れた地域で尊厳を保ち、自分らしい日常生活を人生の最後まで営んでいけるよう、介護・医療・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される、地域包括ケアシステムの実現を目指す。

2. 3つの基本目標（施策の展開）

- ・健やかで活動的な高齢期を過ごせるまちづくり
- ・包括ケアにより安心して暮らし続けられるまちづくり
- ・高齢者の自立と安心・安全な暮らしを支えるまちづくり

3. 重点施策

- ・循環器疾患の重症化予防 ・介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- ・認知症対策と地域ケア会議の充実

《研修を終えて》

- 地域ごとにコミュニティーソーシャルワーカーが配置されている。特定健診の受診率が非常に高く予防医療に貢献する。
- 後期高齢者健診の受診率・特定保健指導率共に高い水準にある。

◆ 高齢者の健康増進・福祉への積極的な取り組みを強く感じた。



南風原町会議室



南風原町議会議場

研修1・2共に、各村・町の計画書を研修前に取り寄せ質問事項を検討した。

研修後は、本町の所管課にフィードバックした。

建設常任委員会研修報告

研修者：建設委員長 境野 隆文 建設副委員長 満田 和浩 建設委員 春日 堅一

報告者：満田 和浩

期 日：令和元年10月23日（水）～25日（金）

研修先1：愛知県・東郷町 一人とまち みんな元気な 環境都市ー

【研修事項】 セントラル開発と土地区画整理事業について

東郷町は愛知県の中央部で名古屋市と豊田市の間に位置しており、人口44,000人、面積18.03km²のベッドタウンとして発展しています。

町の現状として、鉄道がなく人口増加の傾向はあるが有効な土地区画整理事業を行い、自家用車依存と高齢化対策としてセントラル開発（中心市街地をつくる）計画が推進されて、すでに大手不動産による大型商業施設が来年開業予定で建設されており、メインストリートには無電柱化による景観を重視した工事も行われていました。

《研修を終えて》

平成3年に基本構想策定がされ、今日に至るまで活動休止も含めた地権者との調整や関係各所との協議も含め、大きなプロジェクトには多大な弊害も伴うことが理解できました。

また、町の地域性を綿密に数値化による分析をされ、高齢化に向けた都市化の推進で「コンパクトな町づくり」を基本方針とされ、この立地適正化計画は愛知県内の町村では初のまちづくりを進める概要です。数年後に町の中心部が整備され、人々で賑わっている様子が想像できました。



東郷町議会委員会室



開発中の大型ショッピングセンター

研修先2：愛知県・東浦町 笑顔と緑あふれるいきいき都市ー

【研修事項】 都市計画マスタープランについて

東浦町は知多半島北東部に位置し、町は東部の低地と中央部、西部の丘陵地からなっていて、人口48,917人、面積31.14km²で東郷町同様のベッドタウンとしての地域性があり、2011年から2020年までの都市計画マスタープランを作成するが、人口減少の前提や土地活用の問題もあり、本年度末までに大幅な計画変更の作業が行われている。

本年3月に第6次総合計画2038年に向けた総合計画が策定され、東浦町都市計画マスタープランも本年度中には改定予定である。

《研修を終えて》

町の特色として、6地域がありながらもそれぞれの地域性があるため整備の優先順位や地権者の同意も含め、開発への格差を感じた。愛知県が都市計画道路の見直し計画を進める中で、近年の人口減少の現実と財政状況など社会経済情勢の変化に応じた取組みを推進中で「景観やコンパクト」を意識したまちづくりを推進している。



東浦町会議室



東浦町議会議場

上益城広域連合（清崎議員・増岡議員）

議会報告 令和元年第1回臨時会（令和元年12月25日開催）

6議案が提案され、原案のとおり可決しました。

- ・上益城広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- ・上益城広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- ・上益城広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- ・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- ・上益城広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

御船地区衛生施設組合（森田組合議長・蜂屋議員）

議会報告 令和元年第2回臨時会（令和元年12月26日開催）

5議案が提案され、原案のとおり可決しました。

- ・熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- ・御船地区衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- ・会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- ・御船地区衛生施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・令和元年度御船地区衛生施設組合一般会計補正予算（第2号）について

上益城消防組合（境野議員・川野議員）

議会報告 令和元年第3回定例会（令和元年12月26日開催）

7議案が提案され、原案のとおり可決しました。

- ・上益城消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・上益城消防組合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- ・上益城消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・上益城消防組合消防施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について
- ・上益城消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- ・熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- ・令和元年度上益城消防組合一般会計補正予算（第2号）について

主な議会活動（令和元年10月から12月まで）

月 日	項 目	場 所 等	月 日	項 目	場 所 等
10月 1日	熊本県町村議会議員研修会（全議員）	嘉島町民会館	11月 8日	上益城郡町議会議員研修会及び親善スポーツ大会（全議員）	益城町
10月 3日	北海道オホーツク町村議会議長会遠征ブロック視察研修	役場大会議室	11月10日	ジョイフルスポーツかしま（全議員）	嘉島町総合運動公園
10月 6日	嘉島幼稚園運動会（全議員）	嘉島幼稚園	11月12日	第2回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会（議長）	自治会館
10月 8日	熊本県防災・危機管理トップセミナー（議長）	県庁	11月13日 ～15日	第63回町村議会議長全国大会 上益城郡町村議会議長視察研修	東京NHKホール 新潟県見附市・長岡市
10月 9日	嘉島町地域包括支援センター運営協議会（木下）	役場大会議室	11月19日	例月現金出納検査（春日議選監査委員）	監査委員室
10月13日	献穀事業【抜穂祭】（全議員）	井寺地区	11月20日	議会運営委員会	役場庁議室
10月17日	御船地区衛生施設組合議会視察研修（森田・蜂屋）	福岡県みやま市 大分県別府市	11月21日	嘉島町子ども議会（正副議長）	役場議会議場
10月17日	例月現金出納検査（春日議選監査委員）	監査委員室	11月29日	主要地方道小川嘉島線・一般国道266号三角・嘉島間整備促進に関する要望活動（議長）	熊本県（土木部）
10月21日	献穀事業【奉告祭】（議長・境野）	井寺地区	12月 6日 ～9日	第4回定例会 全員協議会	役場議会議場 議員控室
10月23日 ～25日	経済厚生常任委員会視察研修（木下・鍋田・蜂屋・増岡） 建設常任委員会視察研修（境野・春日・満田）	沖縄県南風原町 北中城村 愛知県東浦町 東郷町	12月17日	第19回九州中央自動車道建設促進大会（議長）	ホテル高千穂
10月25日	子ども・子育て会議（議長）	役場大会議室	12月20日	第3回臨時会 全員協議会	役場議会議場 議員控室
10月31日 ～11月1日	町村監査委員全国研修会（春日議選監査委員）	東京メルパルク	12月25日	第1回上益城広域連合議会臨時会（清崎・増岡） 市街化調整区域活性化連絡協議会総会（議長）	福祉センター 益城町
11月 3日	第49回嘉島町文化祭（全議員）	嘉島町民会館	12月26日	第3回上益城消防組合議会定例会（境野・川野） 第2回御船地区衛生施設組合議会臨時会（森田・蜂屋）	消防本部議場 組合事務所
11月 4日	スペシャルオリンピックス日本・熊本地区陸上競技大会（全議員）	嘉島町総合運動公園			

みなさんからの写真を募集しています



募集してます。

みなさんの意見などお聞かせ下さい。
議会だよりの「声」も募集しております。

※次の議会は、**3月**に開催予定です。

議会の傍聴は議会当日に手続きすれば、どなたでも傍聴できます。
「声」の募集や傍聴などのお問い合わせは、議会事務局まで。(237-1111)

編集後記

昨年は、天皇陛下の御代
替わりにより元号が平成か
ら令和に改められ、即位の
礼・大嘗祭などの国の儀式
と祝賀行事の挙行。一方、
大型台風(15号・17号)に
よる未曾有の災害と沖縄県
民のシンボル・国宝(世界
遺産)首里城の焼失。

スポーツでは、ラグビー
ワールドカップや女子ハン
ドボール世界選手権大会と
さまざまな出来事があった
一年でした。皆さまにおか
れましてはどのような一年
でしたでしょうか。

本年が皆さまにとりまし
て、事故・災害のない平和
で幸福な年でありますこと
をお祈りいたします。「議
会だより」皆さまにしつ
かりとお伝えします。

発行責任者
議長 清崎輝昭
(増岡 司)

委員長 川野伸一
副委員長 園田義宣
委員 森田義雄
委員 境野隆文
委員 増岡 司
委員 満田和浩